

奨学資金貸付制度が 始まります

町では経済的な理由により修学が困難な生徒や学生に対し、将来社会に貢献する人材を育成することを目的に、4月から奨学資金の貸付をはじめます。

貸付対象者

次の要件のすべてを満たす方です。

- ① 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程及び専門課程に限る）、大学（短期大学を含む）、大学院に入学が決定し、または在学している方
- ② 経済的な理由により修学が困難な方
- ③ 保護者が町内に住所を有する方
- ④ 学業に優れ、かつ、修学期間を終了の見込みがある方
- ⑤ 学校の長または出身学校の長が、奨学生として適当と認め推薦した方
- ⑥ 貸付対象者の属する世帯において町税に未納がない方

貸付金額

- ① 高等学校・高等専門学校または専修学校高等課程

【月額1万円以内】

- ② 大学（短期大学を含む）・大学院・専修学校の専門課程

【月額3万円以内】

貸付利息

利息は免除

貸付期間

期間は決定のあった月から、当該学校における正規の修学期間を終了するまでです。

貸付方法

今年度は5月（4月～7月分）・8月（8月～11月分）・12月（12月～3月分）に貸付します。

貸付申請

町が定める申請書のほか、次の書類を添えて教育課へ申請してください。

- ① 学生推薦書（町指定）
 - ② 家族家計状況調査書（町指定）
 - ③ 履歴書
 - ④ 確定申告書等の写し
 - ⑤ 学校等の合格通知書の写し
- たは在学証明書

連帯保証人

貸付の決定を受けた方は、独立の生計を営む成年人2人の連帯保証人を立て、町が定める誓約書に連署により記載し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 連帯保証人の印鑑証明書
- ② 連帯保証人の住民票の写し
- ③ 連帯保証人に町税の未納がないことを証明する書類

返還方法

貸付が終了した月の翌月から6ヶ月経過後、在学中に貸付を受けた年月の2倍に相当する期間内に、月賦または半年賦により返還してください。

なお、正当な理由なく返還期限までに返還しない場合は、期限の翌日から完了する日までの延滞金を徴収します。

申込期限 4月28日（木）

※従前の「横芝光町奨学資金給付要綱」は3月31日をもって廃止されました。廃止前に決定した奨学資金については、従前の例により給付します。

◆問い合わせ

教育課総務班
☎（84）4116

児童医療費のお済みですか？ 児童医療費の対象が 中学3年生まで拡大されました

制度の概要

町内に住所がある小学4年生から中学3年生（特別支援学校の小学部・中学部の児童を含む）で、健康保険（社保・国保・共济組合等）に加入している児童が病气やけがで医療機関に受診した時に、保険診療の一部負担金を助成する制度です。

受給券は交付しないため、事前に資格登録申請をしてください。医療機関等の窓口で医療費を支払い、助成申請書に医療機関から発行された領収書を添えて、福祉課へ申請してください。

※高額療養費等の付加給付が受けられる場合は、その金額を差引きます。

※学校の災害共済の給付が受けられる場合は、申請できません。

資格登録申請
◎申請に必要なもの
児童の保険証・保護者名義の通帳・印鑑・申請書

◎申請場所

福祉課社会福祉班

※申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

※小学4年生の方は、資格登録申請書の提出は必要ありませんので、領収書の原本を添えて、福祉課へ申請してください。

※中学2・3年生の方には、資格登録申請書を郵送してありますので、お早めに申請してください。



◆問い合わせ

福祉課社会福祉班
☎（84）1257